

27 電源三法交付金制度の見直しについて

【経済産業省】

【提案・要望】

- 1 火力発電施設向け交付金制度の見直しについて
原子力を中心としたエネルギー政策のもとで行われた火力発電施設に関する削減措置について、電力移出県等交付金相当部分の交付金算定係数を元に戻すこと
- 2 電源立地地域対策交付金等の対象地域の拡大について
電源立地地域対策交付金の原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分及び電源地域振興促進事業費補助金の交付対象地域について、原子力災害対策重点区域（緊急時防護措置を準備する区域（UPZ））を含む市町村に拡大すること

【本県の現状・課題等】

- 1 火力発電施設向け交付金の見直しについて
電力移出県等交付金相当部分の交付金算定係数については、国の電源立地地域対策交付金交付規則に規定されているが、平成23年度から火力発電施設に対し不利な扱いをされたことで、県及び市町に対する交付金が減額となったため、電源地域の地域振興・産業振興に支障をきたしている。
- 2 電源立地地域対策交付金等の対象地域の拡大について
玄海原子力発電所から8.3kmしか離れていない松浦市鷹島町は、国の電源立地地域対策交付金の運用について（通達）において、「発電施設の敷地から水域を隔てた場合は、6km以内の隣接市町村に限る」旨の規定があるため交付対象外となっている。
松浦市鷹島町をはじめ、原発周辺地域において、非常に厳しい財政状況のなか、農林水産業や企業立地など産業の振興に県や地元自治体は努めているが、引き続き原発の所在による影響を常に念頭に置いた経済活動や行政運営を強いられるなど、本県の不利な条件を克服するための対策が必要であり、原発所在自治体との不均衡の是正が急務である。

【移出県等交付金の算定にかかる係数（現行）】

	H22以前		現行(H23~)	
	想定発電 電力量ベース	実績発電 電力量ベース	想定発電 電力量ベース	実績発電 電力量ベース
原子力	1.6	2.4	—	2.4
水力・地熱	1.3	2.0	1.3	2.0
火力	1.0	1.5	0.9	1.0

交付金算定にかかる計算式

$$\begin{aligned} \text{発電電力量} &= \left[(\text{想定発電量} \times 0.9 \times 1/3) + (\text{実績発電量} \times 1.0 \times 2/3) \right] \\ \text{移出県交付金} &= (\text{発電電力量} - \text{消費電力量}) \times \text{交付単価} (27\text{円}) \end{aligned}$$

交付単価の引き下げ（28円→27円）

【 電源立地地域対策交付金の対象地域（現行） 】

区 分	所在市町	隣接市町	隣々接市町
所在県	○	○	○
所在県外		○ ※1	× ※2

※1 「水域を隔てた場合は、6 km以内の市町村に限る」
⇒ 鷹島町は8 km以上であり、隣接とならない。

※2 「隣々接地域は発電用施設等の所在都道府県内のものに限る」
⇒ 所在県外の隣々接市町村は交付対象外



松浦市鷹島町から
玄海原子力発電所を望む

※UPZ (Urgent Protective action planning Zone)
(緊急時防護措置を準備する区域) 原発から30km

【提案・要望実現の効果】

- 1 火力発電施設向け交付金の見直しについて
移出県等交付金の交付算定係数の復元で、交付額の確保を図り、電源地域の地域振興・産業振興とともに安定的な電力の供給に繋げる。
- 2 電源立地地域対策交付金等の対象地域の拡大について
原子力発電所が立地する周辺地域においては、農林水産業の振興や企業立地の促進等においても不利な条件を被ることから、原子力施設所在道県の区域内外にかかわらず、UPZを含む市町村に交付対象地域を拡大することで、県内地域の地域活性化及び産業活性化を図る。

28 有明海等再生のための総合的対策の実施について

【農林水産省、国土交通省、環境省】

【提案・要望】

有明海の再生、水産資源の回復に向け、漁業者が成果を実感できる抜本的対策や取組の展開を図るため、総合的な調査・研究を実施するとともに、海域特性に応じて以下の対策・支援を行うこと

- (1) 漁場環境対策について、関係省庁連携の下、具体的な再生目標と、効率的かつ現実的な手順を具体的に示すとともに、大規模な実証事業を含む必要な事業の創設・拡充及び予算の確保を行うこと
- (2) 養殖・漁船漁業振興対策について、新たな養殖技術の更なる普及を図るとともに、有明海等特別措置法に規定されている赤潮等の漁業被害に係る具体的支援策を確立させること。また質の高い種苗の大量放流などによる水産資源の回復を図ること

【本県の現状・課題等】

有明海は底質の泥化や有機物の堆積等海域環境が悪化し、二枚貝をはじめとする漁業資源の減少が進み、漁家経営は極めて厳しい状況である。

平成29年3月に「有明海・八代海等総合調査評価委員会報告」がとりまとめ公表されたが、具体的な再生目標や抜本的な再生方策の提示に至っていない。引き続き、熊本新港や筑後大堰等の大規模な工事並びにノリ養殖での酸処理剤の使用や施肥等、有明海全域における複合的な要因を十分考慮した総合的な調査・研究を行う必要がある。

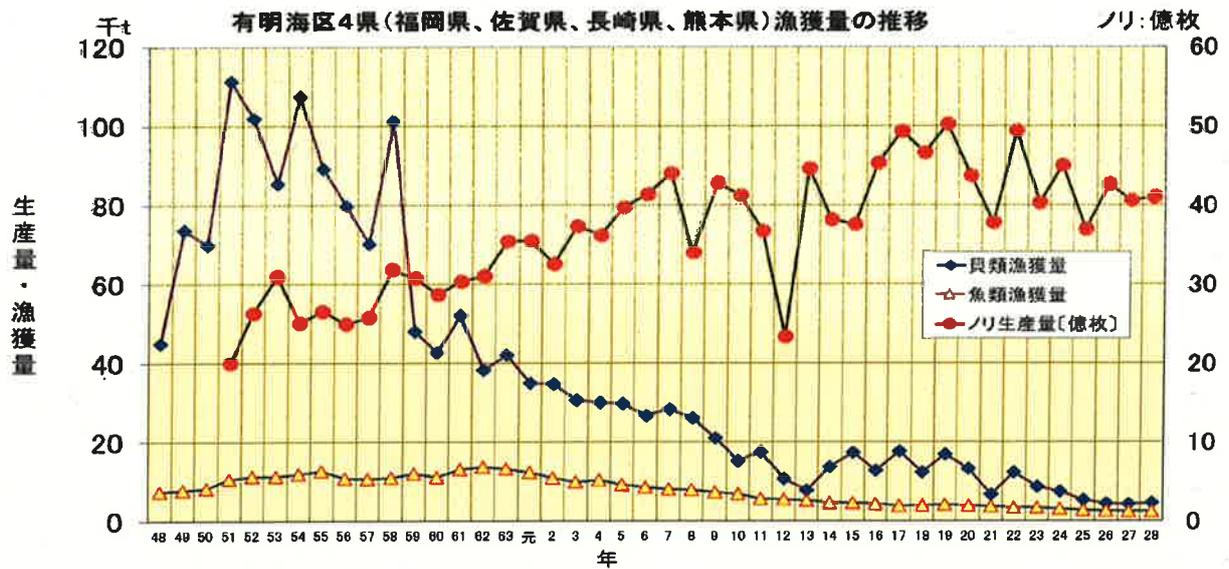
漁場環境改善対策については、平成27年度から有明関係4県が協調した二枚貝類の資源回復に向けた取組などを実施しており、一部で効果が見え始めているが、局所的で持続性に課題があり、海域により流れや底質が異なること等を踏まえ、作濡（さくれい）や覆砂などの抜本的な漁場改善手法及び効果を持続させるための対策の確立とそれを踏まえた大規模かつ継続的な対策の実施を可能とする特別な事業が必要である。

養殖・漁業振興について、養殖生産の規模拡大や、質の高い放流用種苗の安定確保などが課題となっている。また赤潮対策について、平成23年8月の法改正により、国及び地方公共団体は赤潮等による漁業被害を回避するために必要な措置を講ずることが義務付けられており、国において具体的な支援策を確立する必要がある。

（本県の取組）

県計画の下で「海域環境の保全及び改善」として作濡や覆砂、海底耕うんなど、また「水産資源の回復等による漁業の振興」として4県協調によるタイラギの種苗生産やガザミの種苗放流、カキやアサリの新たな養殖技術の普及などに取り組んでいる。

作濡や、高品質ブランドとして垂下式養殖アサリ「ゆりかごあさり」、日本一の牡蠣と評価されるシングルシードカキ「華漣」など、一部に成果も出つつあるが、地元から、漁業者が成果を実感できるような、抜本的な対策や取組を展開していただきたいという強い要望があり、漁業者の所得向上につながる対策の実施が必要である。



【提案・要望実現の効果】

(1) 漁場環境対策について

漁場環境改善対策を大規模かつ計画的に実施することにより、有明海全体の環境の改善が図られ、漁業生産が拡大する。

(2) 養殖・漁業振興対策について

養殖業の規模拡大、質の高い種苗の大量放流などにより、養殖業、漁船漁業の生産が拡大し、経営安定が図られる。

また赤潮等による漁業被害者等の具体的支援が確立されることによって、赤潮により大規模な被害を受けた地域の早期再建が図られる。

29 防災・減災対策による強靱な県土づくりについて

【国土交通省、農林水産省】

【提案・要望】

大規模・激甚化する風水害・土砂災害・地震災害から県民の生命・財産を守り、災害に強く安全・安心で強靱な県土づくりに必要な予算を確保するとともに施策拡大を図ること

- 1 防災・安全交付金の予算確保
 - ・道路災害防除事業、電線共同溝事業
 - ・港湾改修事業
 - ・海岸事業
 - ・河川改修事業、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業
 - ・住宅市街地総合整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業（耐震）
- 2 土砂災害防止法に基づく基礎調査費の継続
- 3 農山漁村地域整備交付金、民有林治山事業、農村地域防災減災事業、水産基盤整備事業の予算確保
 - ・災害に強い農山漁村づくりのため、漁港整備や漁港・農地海岸施設整備、治山施設整備、地すべり対策、ため池整備などの農山漁村の防災減災対策の十分な予算確保

【本県の現状・課題等】

梅雨前線に伴う大雨やゲリラ豪雨、また、台風の常襲地帯に位置している本県においては、頻繁に洪水・浸水被害や土砂災害が生じており、近年、災害の発生件数は増加傾向にあり、県民生活に多大な影響を与えている。また、隣県においても大規模な地震が発生しており、防災・減災対策による強靱な県土づくりに向けての着実な推進を図る必要がある。

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域の指定予定箇所数は全国第3位の31,500箇所と非常に多く、指定から5年以上経過している箇所も多く、令和2年度以降も精度確保のための継続した調査が必要である。

本県の海岸線延長は4,200kmと全国第2位となっており、人口と資産のほとんどが海岸近くに集中しているため、高潮被害等を受けやすい状況にある。

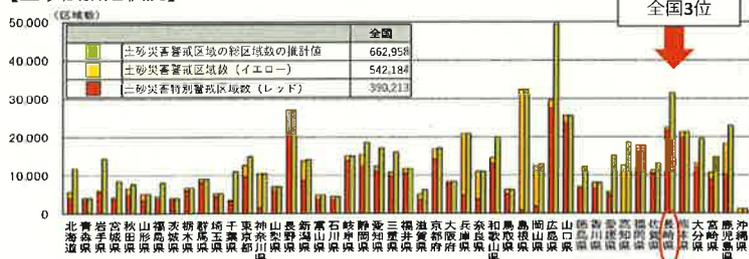
また、土石流危険渓流数が全国第7位、地すべり危険箇所数が全国第2位、急傾斜地崩壊の危険箇所が人家5戸以上で全国第3位、1kmあたりの危険箇所数（危険箇所密度）は全国1位と災害の発生しやすい環境にある。

農山漁村地域においても、漁港数は248箇所と全国1位、漁港海岸は887kmと全国1位、山地災害危険区域は3,068箇所と全国中位ではあるが、県土面積に占める割合は高く災害が発生しやすい環境にある。また、ため池においては、平成30年7月豪雨の被害を受けて防災重点ため池の見直しが行われた結果、県内の防災重点ため池数は178箇所から約5倍増の870箇所となっており、早急な整備が必要となっている。

（本県の取組）

平成27年に策定した「長崎県国土強靱化地域計画」の更なる充実を図るため、令和元年に計画の見直し検討を行うこととしている。

【土砂法指定状況】



【豪雨による土砂災害等発生状況】





がけ崩れ被災状況
平成30年7月6日発生
東彼杵郡川棚町 新谷地区



山腹崩壊被災状況
平成30年7月3日発生
新上五島町小串地区



佐渡川 洪水による浸水状況
平成28年7月2日
対馬市



国道251号 土砂災害状況
平成27年6月
雲仙市



島原港 高潮時の浸水状況
平成24年9月 台風16号
島原市



ため池外堤法面の崩壊状況
平成30年7月
佐世保市

【提案・要望実現の効果】

(項目1)

防災能力を高めることで、確実な警戒避難などのソフト対策の充実が図られ、県民の生命・財産を守り、安全で安心できる生活環境を確保するとともに自然災害に備えた道路の防災対策や橋梁・岸壁などの耐震化による緊急物資輸送のネットワークが構築できる。

(項目2)

基礎調査が進捗することにより土砂災害の恐れのある箇所が明らかになり行政の「知らせる努力」と住民の「知る努力」が相乗的に働き、土砂災害から県民の生命身体が守られる。

(項目3)

防災・減災対策を行うことで、農山漁村の安全が確保され、生産者が安心して経営を続けることができるとともに将来にわたり集落を維持保全することができる。

30 インフラ老朽化対策について

【国土交通省】

【提案・要望】

維持管理計画に基づき、トータルコストの縮減・平準化を図り、将来にわたって必要なインフラの機能を発揮し続けるために必要な予算を確保するとともに施策拡大（適用拡大）を図ること

(1) 予算確保

(防災・安全交付金)

- ・道路災害防除事業、橋梁補修事業、舗装補修事業
- ・港湾改修事業
- ・海岸事業
- ・砂防、地すべり、急傾斜緊急改築事業
- ・公営住宅ストック総合改善事業
- ・公園施設長寿命化対策支援事業

(2) 施策拡大（適用拡大）

- ・橋梁、トンネルの点検における補助率の拡大及び補修を伴わない点検にかかる自治体負担分の起債対象化
- ・港湾施設の補修事業における浚渫事業の県負担分の起債対象化
- ・河川における老朽化護岸改築事業、補修事業の交付金化
- ・砂防、地すべり、急傾斜の緊急改築事業における事業採択基準の緩和
- ・公共施設等適正管理推進事業債の充当率及び交付税措置率の拡充

【本県の現状・課題等】

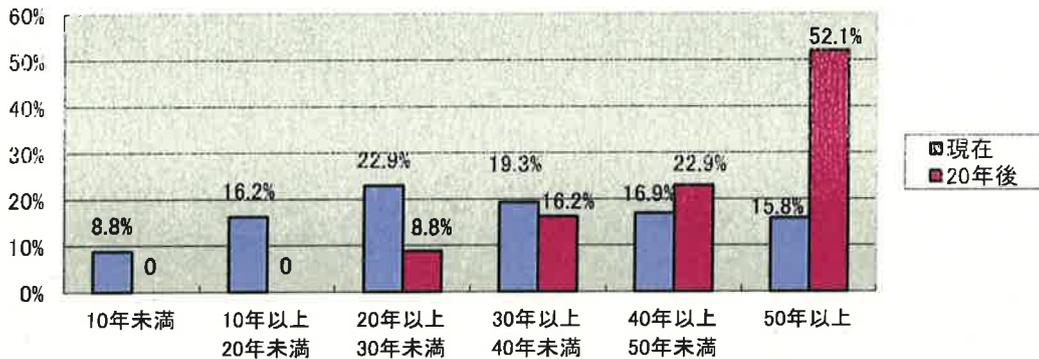
高度経済成長期以降、インフラ施設への行政需要が増大し、集中的に整備を進めた。これにより、架設後50年経過している橋長15メートル以上の橋りょう（県道路管理者分）が、現在の119橋（16%）から20年後には391橋（52%）となり、トンネルにおいても建設後50年経過しているものが現在の17本（12%）から20年後には55本（39%）と急速に老朽化が進行する。また、橋りょう、トンネル以外の施設も同様に老朽化が進行している。

今後、老朽化するインフラ施設の維持補修や更新費用の増大が予想されることから、コストの縮減・平準化を図るための維持管理計画に基づいた整備が必要である。

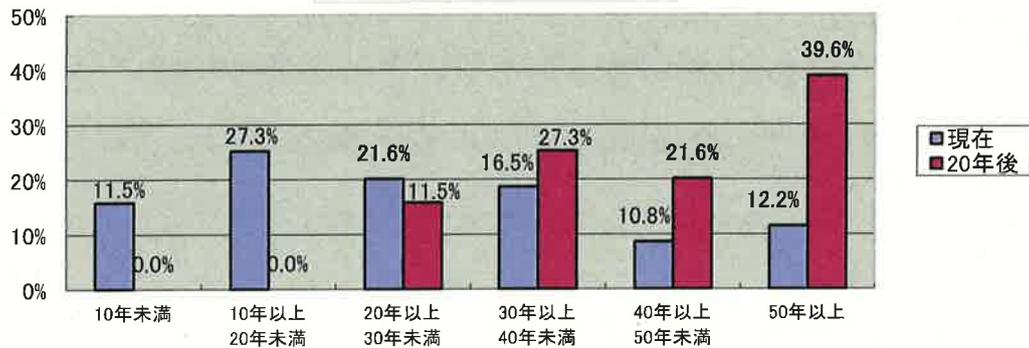
(本県の取組)

本県では平成27年度に、「長崎県公共施設等総合管理基本方針」を策定しており、インフラにおいてもこれに基づきライフサイクルコストの縮減等の戦略的な維持管理を実施している。

○橋りょう、トンネルに関する「現在」と「20年後」の建設経過年の比較



橋りょう (橋長15m以上)



トンネル

【部門別の補修事業等】

部門	事業採択基準	財源				③市町費	要望内容
		①国費	②県費	④起債	⑤一財		
道路点検		64%	36%	0%	36%	0%	補助率の拡大及び県負担分の起債対象化
港湾		1/3~45%	41~50%	0%	41~50%	0%	浚渫事業の県負担分を起債対象化
河川		補助事業なし					交付金の適用拡大
砂防	1億円以上	50%	50%	45%	5%	0%	事業採択基準の緩和

公共施設等適正管理推進事業債：充当率90%、交付税措置率30~50%

要望内容：充当率及び交付税措置率の更なる拡充

【提案・要望実現の効果】

必要な予算の確保及び施策の拡大（適用拡大）が行われることにより、計画的な維持管理が可能となり、ライフサイクルコストの縮減や平準化につながる。

31 離島の学校教育の充実について

【文部科学省、国土交通省】

【提案・要望】

- 1 離島の小・中学校における教育水準の維持向上を図り、本土部の学校との教育格差を生じさせないため、離島の学校に対する教職員加配制度を創設すること。
また、離島の高校に対する教職員加配制度を堅持すること
- 2 離島の高校への留学について、留学生の受入れ環境の整備にかかる支援を行うこと

【本県の現状・課題等】

<離島地区における教員数の確保>

多くの離島を有する本県では、離島の急激な人口の減少に伴い、児童生徒数も減少し、離島の学校の小規模化が進んでいる。

離島の小・中学校の小規模校の多くが、複式学級や中学校の免許外教科担任の発生、養護教諭・学校事務職員の未配置といった状況を抱えており、免許を有する教諭から専門的な教育が受けられない、健康管理や緊急医療対応等において課題がある、教頭や他の教員が事務を担当するため児童生徒と関わる時間を奪うことになるなどの教育課題が生じている。

これらの課題へ対応するため、非常勤講師の配置を行っているが、離島の学校においては人材確保が困難であることから十分に配置できない状況である。

離島の学校の児童生徒も本土の学校と同様の教育を受けることができるよう、小・中学校では本土部との教育格差を改善・解消するための離島の学校を支援する加配制度の創設が急務となっている。

また、離島の高校においては、国からの加配により教育活動の充実が図られているが、この措置がなくなると当該校の特色ある教育活動や生徒の実態等に配慮できなくなることから、引き続き離島地区の学校に対する加配措置が不可欠である。

<離島留学制度への支援>

「高校生の離島留学制度」については、積極的な目的意識を持つ生徒を受け入れ、特色ある学習の場を提供するため、平成15年度から対馬高校・壱岐高校・五島高校の3校で実施し、平成30年度から五島南高校・奈留高校の2校を加え、5校で実施している。

令和元年度から離島活性化交付金が拡充され、高校の離島留学生に対する帰省費や里親の委託料等についても支援の対象となり、留学生の増が期待される。このため、離島留学生を受け入れる寄宿舎等の施設整備にかかる支援が必要である。

○複式学級の状況【平成30年度】

(単位：校)

小学校	離島の学校	本土の学校
複式学級を有する学校数	45	34
学校数	76	250
複式学級を有する学校の割合	59.2%	13.6%

○免許外教科担任発生の状況【平成30年度】

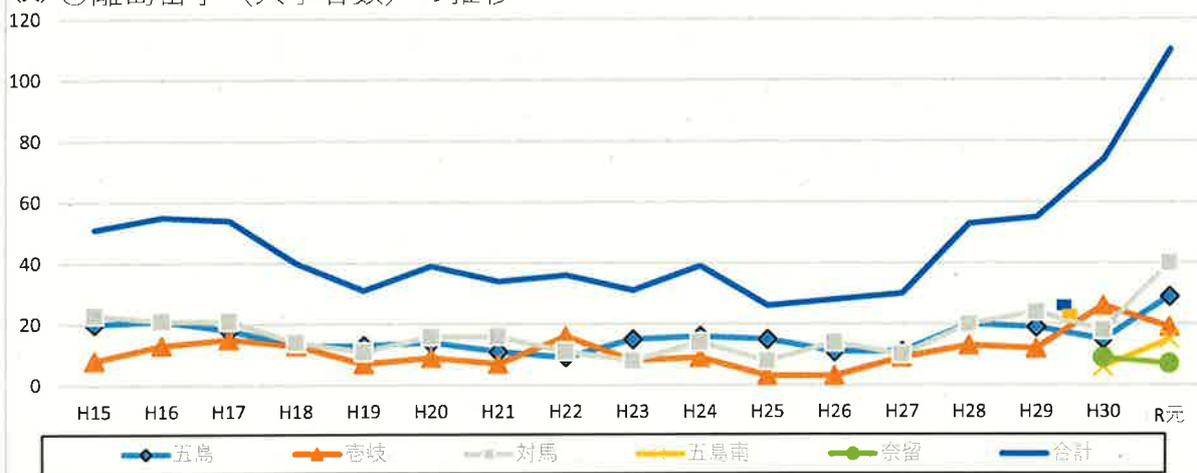
(単位：校)

中学校	離島の学校	本土の学校
免許外教科が発生している学校	25	29
学校数	41	129
免許外教科が発生している学校の割合	61.0%	22.5%

○本県離島地区高校の学校規模

収容定員	～120人	～240人	～360人	～480人	～600人	～720人
学級数	～3	～6	～9	～12	～15	～18
学校数	4校	3校	2校	1校	1校	2校
離島地区13校／県立高校56校						

(人) ○離島留学（入学者数）の推移



【提案・要望実現の効果】

(項目1)

小・中学校では、離島の学校を支援する加配制度の創設により、複式学級の改善・解消、免許外教科担任の解消、養護教諭・事務職員未配置の改善・解消が図られ、離島の学校の児童生徒も本土の学校と同様の教育を受けることができるようになる。

高校では、離島地区に対する特別な加配の維持により、多様な進路希望や学力差に応じた授業編成ができるとともに、理科等において専門的な科目の指導が行き届くようになる。そのことにより、各高校の教育水準の維持と併せて島外への生徒流出を抑えられる。

また、島民に不可欠な基礎的環境である学校教育の充実、離島への定住を促進し、活性化を図る離島振興に大いに貢献することができる。

(項目2)

本県で実施している「高校生の離島留学制度」は、しまの豊かな自然や文化の中で学習の場を提供することを目的として、県内外から生徒を受入れており、生徒の生活面での支援は、生徒数の増加につながり、交流人口の拡大や地域振興にも寄与する。

32 水中遺跡保護に関する調査研究体制の強化について

【文部科学省】

【提案・要望】

海洋国日本として、水中遺跡の保護や活用は重要な施策であることから、国において水中遺跡の専門的技術の開発や、地方公共団体の技術的支援を継続的に実施できるように、以下について要望する

- (1) 水中遺跡の調査・保護に専門的に取り組む組織を九州国立博物館内に設置すること
- (2) 長崎県松浦市鷹島に、上記組織の常設の調査研究施設を設置し、調査研究及び保存管理について、国策として取り組むこと

【本県の現状・課題等】

(現状)

平成24年3月に水中遺跡としては国内で初めて鷹島神崎遺跡が国の史跡に指定され、保存の重要性が国内外に向けて発信されるようになった。

長崎県松浦市鷹島では、松浦市や大学等による発掘調査で多くの元寇に関連する遺物が発見され、これまで2隻の構造がわかる元寇船（鷹島1号沈没船・鷹島2号沈没船）が確認されている。

また、平成25年度以降、県・市が実施した調査では、国史跡外でも元寇船に関連する遺物の分布や、遺物が包蔵される可能性がある地点が確認され、今後、国史跡の指定範囲がさらに広がることが大いに期待される。

国において平成29年10月末にまとめられた報告書「水中遺跡保護の在り方について」の中で、水中遺跡保護に関する適切な組織・部署を独立行政法人国立文化財機構内部に設置することを検討するとの方向性が示されたところである。

独立行政法人国立文化財機構のうち九州に唯一設置されている九州国立博物館は地理的優位性を有し、これまでの鷹島神崎遺跡における調査研究の成果をすでに共有していることから、国・県・市の十分な連携が可能な施設である。

松浦市は、平成29年4月に水中考古学の普及啓発を目的とした「松浦市立水中考古学研究センター」を設置し、引き続き遺跡内外の音波調査及び突き棒調査を実施しているほか、文化財担当者や大学生を対象に水中考古学公開セミナーを実施している。

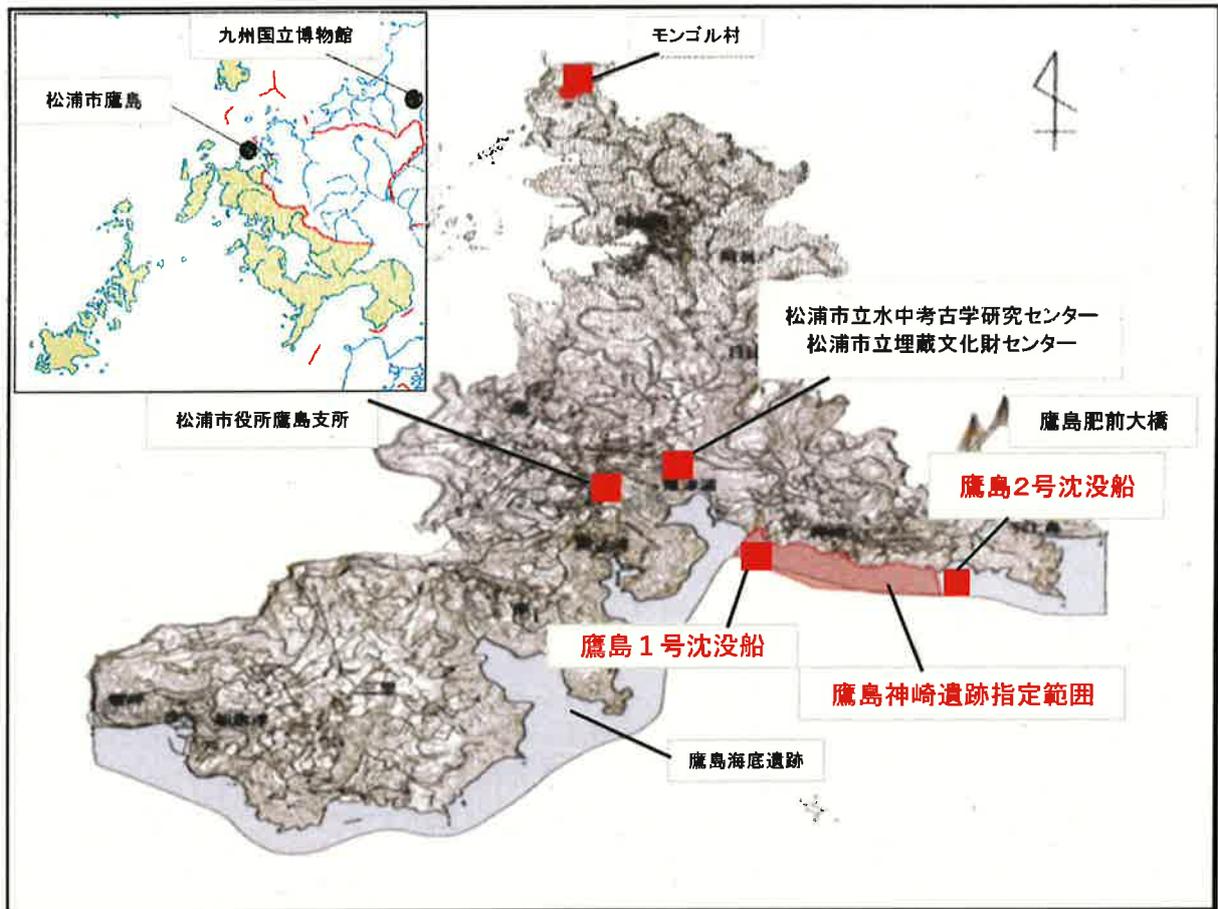
松浦市鷹島は、昭和55年から30年以上にわたり調査が行なわれ、元寇に関する約4千点の遺物が出土するなど、貴重な遺物が存在する遺跡を有しており、実質的な水中遺跡の調査の方法や、海中から出土した遺物の保存処理方法を研究する上で、有効な場所である。

(課題)

国において、水中遺跡の保護と開発事業間での調整や保存活用の手法等について、一定の方向性が示されたものの、具体的な調査方法や、必要となる技術及び設備等は、示されておらず、地方自治体や大学等が国に先行して独自に実施している状況にある。

水中遺跡は、特殊な条件下での調査・保護が必要であることから、国においては、今後、水中遺跡の標準的な調査基準を策定するとともに、調査研究にかかる専門的技術の強化や専門職員の育成を図るためには、専門の組織や調査研究施設を設置する必要がある。

また、水中遺跡の調査により出土した遺物の引揚げや保存処理等は、陸上の遺跡とは異なり、技術的に難しく、また経費も多額になるなど多くの課題があり、県市のレベルで対応することは困難である。



鷹島海底遺跡範囲



海底での調査風景



鷹島海底遺跡 2号沈没船

【提案・要望実現の効果】

水中遺跡の調査研究施設が鷹島に設置されることで、「元寇」の史実を国内外に広く周知し、日本各地に残る水中遺跡の保護・活用を図ることが可能となる。

また、水中遺跡の研究拠点として国際的にも評価を得られ、海洋国家として誇示することが可能となり、東アジア地域をはじめとする諸外国との文化交流の促進につながる。

さらには、「長崎県」、「松浦市」、「鷹島」などの知名度が上がることにより、研究者のみならず、一般観光客の増加も見込まれ、交流人口の拡大や地域の活性化にもつながる。

33 世界遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」及び「明治日本の産業革命遺産」の保存管理について

【文部科学省、内閣官房】

【提案・要望】

本県に所在する2つの世界遺産について、登録後の保存管理など将来への継承に向けて、専門的見地からの技術的支援及び財政的支援を行うこと

さらに、「明治日本の産業革命遺産」の構成資産である「端島炭坑」は、その保存管理が困難なことから、特段の支援を行うこと

【本県の現状・課題等】

「潜伏キリシタン関連遺産」及び「明治日本の産業革命遺産」については、今後、将来にわたって世界遺産を継承する責務を果たしていくため、その保存管理にかかる専門的見地からの国の技術的及び財政的支援が必要である。

特に、「潜伏キリシタン関連遺産」については、世界遺産委員会決議に示された遺産影響評価の実施等の勧告事項について確実に対応していくことが重要であり、国の積極的なご支援をお願いしたい。

また、「明治日本の産業革命遺産」の構成資産のひとつである「端島炭坑」については、日々風化が進行する世界に類例のない資産となっている。

長崎市においては、平成29年11月に平成30年度から3期30年間にわたる具体的な保存管理・整備活用についての計画が示され、一部事業に着手したところであるが、その実現は技術的にも難しく、経費も多額になるなど多くの課題があり、県市レベルでは対応が困難である。このようなことから、端島炭坑跡の保存管理等について、専門的見地からの技術的支援や、国の補助率の嵩上げなどの財政的支援が必要である。

(本県の取組)

「潜伏キリシタン関連遺産」については、関係県市町連携の下、世界遺産委員会決議に示された勧告事項等への対応を適切に進めることができるよう、国の指導をいただきながら取り組んでいる。

また、端島炭坑跡については、長崎市が設置する専門家の委員会（高島炭鉱整備活用委員会）に国の関係者にも参加いただきながら、具体的な工法等の検討を進めている。

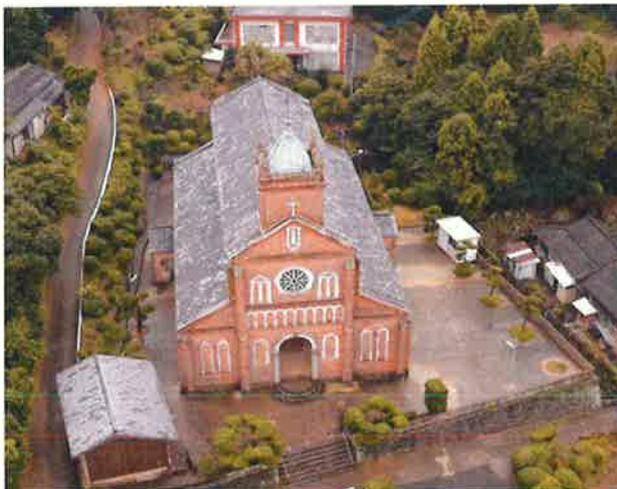
○「明治日本の産業革命遺産」のうち長崎県内の構成資産



コンクリート構造物の風化が日々進行している「端島炭坑」

○「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産

- ①原城跡(南島原市)
- ②平戸の聖地と集落
(春日集落と安満岳)(平戸市)
- ③平戸の聖地と集落
(中江ノ島)(平戸市)
- ④天草の崎津集落(天草市)
- ⑤外海の出津集落(長崎市)
- ⑥外海の大野集落(長崎市)
- ⑦黒島の集落(佐世保市)
- ⑧野崎島の集落跡(小値賀町)
- ⑨頭ヶ島の集落(新上五島町)
- ⑩久賀島の集落(五島市)
- ⑪奈留島の江上集落
(江上天主堂とその周辺)(五島市)
- ⑫大浦天主堂(長崎市)



大規模な耐震・保存修理工事中の黒島天主堂



景観整備を予定している奈留島の江上集落

【提案・要望実現の効果】

本県に所在する2つの世界遺産である「潜伏キリシタン関連遺産」及び「明治日本の産業革命遺産」の構成資産の多くが、人口流出や高齢化が進む離島・半島地域に点在しているため、その世界遺産登録の効果は、まさに離島・半島振興の核となるものであり、構成資産の保全をしっかりと図りながらその効果を地域活性化の取組につなげていきたい。